

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に関する省令について(事故・故障等報告関連)」

1. 背景

原子炉等規制法の改正により、核燃料物質等の運搬に係る事故・故障等における原子力事業者等の国への報告義務について、根拠条文を明確化したことに伴い、所要の規定整備を行う予定。

2. 規定内容

原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬において、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に国土交通大臣に報告しなければならないものとする。

- ・核燃料物質等の盗取又は所在不明が生じたとき。
- ・核燃料物質等が異常に漏えいしたとき。
- ・その他、核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。